

●令和2年度●

瑞穂市 特定不妊治療費助成金を申請されるかたへ

特定不妊治療費助成金交付とは

特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療とは

不妊症の治療のうち、保険外診療の体外受精及び顕微授精に関する治療等の一部です。

ただし、次の（１）～（３）に該当するものは除きます。

- （１）夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療
- （２）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- （３）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）



助成対象者

次の条件すべてに該当するかた

- （１）法律上の夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されているかた
- （２）夫もしくは妻のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた
- （３）夫婦の市民税・県民税課税証明書（※）の合計所得金額が、730万円未満であること
（所得金額は、給与所得控除後の金額から一律8万円、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障がい者・特別障がい者・勤労学生控除を差し引いた額）
（※）4月・5月の申請は平成31年度（平成30年分）
6月～3月の申請は令和2年度（令和元年分）

助成の額と助成期間

一年度あたり10万円を限度額とし、助成期間は通算5年度です。

岐阜県特定不妊治療費助成事業による助成を受けた場合は、その額を対象費用から差し引きます。

申請期日

治療期間の終了日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までのかた

⇒ 令和3年3月31日(水)まで に申請してください。

※治療が終了しましたら、早めに申請をしてください。

治療終了日が年度末となり申請書類が揃わないなどで期日までの申請が難しい場合は、必ず事前にご相談ください。相談がない場合は、期日を過ぎての申請受付はできませんので、ご注意ください。

申請書類等

特定不妊治療費助成申請書

特定不妊治療費助成受診等証明書

特定不妊治療費助成金請求書

申請しようとする治療にかかる領収書の原本（明細書がある場合は、明細書も持参）

法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類（戸籍謄本など。原則1回提出）

（岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書がある場合は不要）

夫及び妻の住所が確認できる書類（住民票など）…※

夫及び妻の前年の所得を証明する書類（詳しい控除額の内容が分かる所得課税証明書など）…※

・令和2年4月・5月の申請⇒平成31年度（平成30年分）

・令和2年6月～令和3年3月の申請⇒令和2年度（令和元年年分）

※住民票・所得課税証明書等については、申請書の同意欄に記入があり、市で確認できれば省略できます。

岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し（県の特定不妊治療助成の対象者である場合）

申請と助成の流れ

申請書類等を市役所健康推進課へ提出 → 審査（助成の可否）及び金額決定 → 決定通知書を郵送
→ 助成可となったかたへの助成金振り込み

その他

確定申告（医療費控除）をする前に、助成金交付申請の手続きを行ってください。

問い合わせ先

申請手続きなど、不明な点がございましたらご相談ください。

瑞穂市役所 健康推進課 TEL 058-327-8611

